

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### 告 示

ページ

- 道路の区域変更（3件）【建設局総務部管理課】 2391
- 第三次北九州市高齢者支援計画の売払代金の収納事務の委託【保健福祉局総務部総務課】 2394

### 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 2395
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】 2396
- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局総務経営部総務課】 2397

北九州市告示第 3 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 9 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 4 0 8	豎町 2 号線	前	北九州市小倉北区豎町二丁目 2 1 7 0 番 5 7 地先から 北九州市小倉北区豎町二丁目 3 番 1 地先まで	4. 0 ↘ 4. 9	143. 1
		後	北九州市小倉北区豎町二丁目 2 1 7 0 番 5 3 地先から 北九州市小倉北区豎町二丁目 3 番 1 地先まで	6. 0 ↘ 6. 4	143. 1

北九州市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
516	黒崎岸の浦1号線	前	北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番20地先から 北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番1地先まで	18.0	50.0
		後	北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番20から 北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番1まで	18.0 35.0	50.0
2464	岸の浦8号線	前	北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番1地先から 北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番2地先まで	15.0	50.0
		後	北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番1から 北九州市八幡西区岸の浦二丁目12番2まで	15.0 28.0	50.0

北九州市告示第 3 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 2 4 年 9 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 6 7	徳力高津尾 1 号線	前	北九州市小倉南区徳吉東三丁目 2 4 0 番 3 地先から 北九州市小倉南区徳吉東三丁目 2 4 0 番 1 まで	6. 4 く 9. 6	14. 7
		後	北九州市小倉南区徳吉東三丁目 2 4 0 番 3 地先から 北九州市小倉南区徳吉東三丁目 2 4 0 番 1 地先まで	6. 0 く 6. 9	14. 7

北九州市告示第334号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、第三次北九州市高齢者支援計画の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年9月7日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区城内 1番1号	平成24年9月10日 から平成25年2月2 8日まで

北九州市上下水道局告示第32号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成24年9月7日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
2098	株式会社きたせ つ 山崎清治	北九州市小倉北区赤 坂五丁目6番27号	平成24年9月1日 から平成29年5月 31日まで

北九州市上下水道局告示第33号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成24年9月7日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
2068	株式会社北九州設 備 亀谷象造	北九州市小倉北区重 住三丁目3番22号	平成24年6月30 日

北九州市上下水道局公告第59号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条の規定により準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市上下水道局公用自動車の借入及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局総務経営部経営企画課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年7月30日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日産フィナンシャルサービス  
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
- 5 落札金額  
7,429万4,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成24年6月18日
- 8 落札方式  
最低価格による。